

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では「障害者基本法」の考え方に基づき、「山陽小野田市障がい者計画」を策定し、3年ごとに見直しを行ってきました。この計画では、「就労・自立・参加の支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域での協働・支え合い」を基本理念とし、『障がいのある方が安心して自立できる環境づくり』を基本目標として各種施策を推進してきたところです。

また、平成17年に成立した「障害者自立支援法」に基づき、「山陽小野田市障がい福祉計画」を策定し、こちらも3年ごとに見直しを行ってきました。この計画では、「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」におけるサービスの見込量、数値目標を設定しました。

これまで、両計画に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を送れるよう障がい者施策を推進してきました。

この間、国では、平成18年4月に、「障害者自立支援法」が施行され、従来の支援費制度から新たなサービス体系へと再構築されることとなり、身体障害、知的障害、精神障害の三障害のサービスの一元化、応能負担から応益負担への転換などの新たな仕組みが導入されました。

また、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障害者の範囲に難病等が加わると共に、平成26年4月からは区分認定が「障害程度区分」から「障害支援区分」への見直し、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活化援助への一元化等が実施されました。

このように、国は3年を目途に法改正を行い、取り組むべき課題について基本方針を示すこととなっています。

また、平成28年4月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、障がいがある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

本市においても、障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを

認め合いながら、共に生きる社会、つまり共生社会の実現に向けて障がい者が地域で自立した生活を送れるよう引き続き取り組みを進めているところです。

次期障がい者計画では、国の基本指針に基づき、これまでの障がい者計画の見直しを図りつつ、また、障がい福祉計画では第4期計画の実績や進捗状況を踏まえ、見込量や数値目標を改めて設定し、策定することとします。

また、児童福祉法の改正により「障がい児福祉計画」を策定し、利用ニーズを踏まえたサービスの提供体制の整備等の成果目標や活動指標を盛り込むこととします。

2 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

山陽小野田市障がい者計画は、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

山陽小野田市障がい福祉計画は、障がい者計画を上位計画とし、基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

また、両計画は、山陽小野田市総合計画、山陽小野田市地域福祉計画を上位計画にもち、障がい者の総合的な福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

また山陽小野田市障がい児福祉計画は、県や市の子ども・子育て支援事業計画と調和を保ち、障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との密接な連携を図るものです。

(2) 計画の性格

山陽小野田市障がい者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」であり、障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める法定計画です。

また、「障害者総合支援法等一部改正法」の施行により、障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める法定計画です。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	「障害者基本法」 第 11 条第 3 項	「障害者総合支援法」 第 88 条第 1 項	「児童福祉法」 第 33 条の 20 第 1 項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画	障がい福祉サービス等の見込み量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画	障がい児通所支援等の見込み量、確保の方策を定める 3 年を 1 期とする計画
現状	第 3 次計画： 平成 27 年度～ 平成 29 年度	第 4 期計画： 平成 27 年度～ 平成 29 年度	
今回計画期間	第 4 次計画： 平成 30 年度～ 平成 35 年度 (6 年間)	第 5 期計画： 平成 30 年度～ 平成 32 年度 (3 年間)	第 1 期計画： 平成 30 年度～ 平成 32 年度 (3 年間)

3 計画の期間

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
●第 2 次 山陽小野田市障がい者計画 ○第 3 期 山陽小野田市障がい福祉計画			●第 3 次 山陽小野田市障がい者計画 ○第 4 期 山陽小野田市障がい福祉計画		
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
●第 4 次 山陽小野田市障がい者計画					
○第 5 期 山陽小野田市障がい福祉計画 ☆第 1 期 山陽小野田市障がい児福祉計画			○第 6 期 山陽小野田市障がい福祉計画 ☆第 2 期 山陽小野田市障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

- ・障がい者の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がい者のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるためのアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料とします。
- ・本計画策定には、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民等の参画を求め、「障害福祉計画検討委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めます。また、自立支援協議会においても計画策定について意見を聴取します。
- ・計画策定において市民ニーズを十分に踏まえながら、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施します。